

別紙 5 Biz-adora クラウドコンポーネントの規定

第 1 条(利用契約)

当社は、利用規約第 11 条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約が Biz-adora クラウドコンポーネント契約の場合に、別紙 5-1(サービス種別表 Biz-adora クラウドコンポーネント)に規定するサービス(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

第 2 条(サービスの内容)

本サービスメニューは、専用仮想サーバー、専用物理サーバーの 2 種類があります。それぞれの提供サービス品目は、別紙 5-1(サービス種別表 Biz-adora クラウドコンポーネント)に定めるとおりとします。

2 専用仮想サーバーは、当社が提供する接続サービスと組み合わせて、当社データセンタ内に当社が設置する物理サーバー上に、当社が指定するハイパーバイザーにより複数のオペレーションシステムが稼働可能な仮想環境を当社が構築し、物理サーバー単位で契約者へ提供するサービスです。

3 専用物理サーバーは、当社が提供する接続サービスと組み合わせて、当社データセンタ内に当社が設置する物理サーバーを仮想化せずに、物理サーバー単位で契約者へ提供するサービスです。

4 本サービスメニューに対する接続元端末およびその通信環境は、契約者の責任で用意するものとします。なお、当社は、あらゆる端末、通信環境からの接続を保証するものではありません。

第 3 条(契約の単位)

本契約は、一つ以上の専用仮想サーバー、または専用物理サーバーと一つ以上の接続サービスの組み合わせを、一つの単位とします。但し、別途 WebARENA ハウジングサービス利用契約に基づき提供するラック提供サービスと、本サービスメニューで提供する専用仮想サーバー、または専用物理サーバーとを同一データセンタ内で接続し利用する場合は、一つ以上の専用仮想サーバー、または専用物理サーバーのみの場合でも一つの単位とします。

2 当社は、本 Biz-adora クラウドコンポーネントの規定の他に、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本 Biz-adora クラウドコンポーネントの規定とともに特約を遵守するものとします。

第 4 条(契約期間)

本サービスメニューの契約期間は、別紙 5-1(サービス種別表 Biz-adora クラウドコンポーネント)に規定した契約期間のとおりにします。

2 契約期間は、利用規約第 11 条(契約の成立)第 1 項に定める利用開始日から起算します。

第 5 条(サービスメニューの終了)

別紙 5-1(サービス種別表 Biz-adora クラウドコンポーネント) 2. オプションサービス (5)セキュリティ監視オプション にて提供するオプションサービスについては 3 ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、サービスを終了することとします。

第 6 条(業務の委託等)

当社は、提供するサービスの一部、またはすべてを第三者(以下「業務委託先」といいます。)に委託することができるものとします。この場合、当社は業務委託先に対して本利用契約が規定する条件を遵守させます。

2. 契約者は、当社が本サービスメニューを提供するにあたって、前項を了承し、契約者の情報を業務委託先に開示することを承諾するものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者が、次の各号の変更を行う場合、当社所定の書面により申込むものとします。

(1) 専用仮想サーバー、または専用物理サーバーのサービス品目、クラスを追加する場合。

(2) 接続サービスの提供サービス品目を変更または増減する場合。

(3) オプションサービスを変更または増減する場合。

2 当社は、前項の申込みを承諾した場合、契約者に対し、その旨を変更日と共に通知します。

3 当社は、設備上の都合または技術的に困難であるなどサービス提供に支障がある場合、第 1 項に定める申込みを承諾しない場合があります。

4 当社が、申込みを承諾しない場合、契約者に対しその旨を通知します。

第 8 条(保証金)

当社は、申込希望者が利用規約第 10 条(契約申込)に規定する申込を行った後、申込希望者の利用申込に対する審査を行います。

2 当社は前項の審査の結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした額を保証金として当社に預け入れていただくことを条件に、申込を承諾する場合があります。

3 前項の承諾通知を受けた場合には、契約者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。契約者が、保証金の支払いを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

- 4 契約が終了した場合には、当社は、保証金を、契約終了後 3 カ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
- 5 前項の定めに関わらず、当社は、契約者に対する本サービスメニューにかかる債権の回収が困難と判断される場合は、直ちに保証金を任意に処分してその代金を該契約者の債務の弁済に充当することができるものとし、充当を行った場合は、当社は、直ちに契約者に対しその旨を通知します。
- 6 前項により、保証金が、債務の弁済に充当された場合には、契約者は、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとし、
- 7 第 5 項に定める場合のほかは、当社は保証金を処分することはできないものとし、

第 9 条(契約者が行う契約の解除)

契約者が、本契約を解除(以下、「契約解除」といいます。)する場合、当社に対し契約解除の日の 1 ヶ月前までに契約解除の旨、および契約解除するサービス品目等を当社が定める書面にて通知するものとし、この場合、通知があった日から当該通知において契約解除の日とされた日までの期間が 1 ヶ月未満である場合、契約解除の効力は当該通知があった日から起算し 1 ヶ月を経過する日に生じるものとし、

第 10 条(契約の自動更新)

第 4 条(契約期間)で定める契約期間の終了日の 1 ヶ月前までに、契約者が当社に、または当社が契約者に、書面による契約解除の意思表示がなされない限り、別紙 5-1(サービス種別表 Biz-agma クラウドコンポーネント)に定める提供サービス品目のうち、基本サービスに該当する各品目、およびオプションサービスのうち契約期間が基本サービスの契約期間に準じる各提供サービス品目については、利用契約が更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

2 前項にかかわらず、更新した場合の契約期間中に機器メーカーの保証期間が終了することとなる契約については自動更新されないものとし、

第 11 条(契約終了時の措置)

本サービスメニューの契約が終了した場合、当社は契約者に対しサービス提供していた物理サーバー内のデータおよびソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接または間接の損失、および損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとし、

第 12 条(サービスの提供条件)

契約者は、本サービスメニューでグローバル IP アドレスが必要な接続サービスを利用する場合は、当社に申込み、この IP アドレスを利用するものとし、

2 契約者は、利用契約が終了後、当社が提供した IP アドレスを利用することはできません。

3 本サービスメニューにて利用する IP アドレスおよびドメイン名は、契約者が厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社、または第三者に損害を与えることのないよう、万全の配慮を講じるものとし、また、契約者は、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、IP アドレス、またはドメイン名が、第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、

第 13 条(引渡し)

当社は、契約者の申込内容に従い、本サービスメニューで提供する専用仮想サーバー、または専用物理サーバー、および接続サービスの設置、設定を行い、契約者に引渡します。

2 当社は、利用者に対して、引渡し時において、契約者の申込内容に従い設置、設定した専用仮想サーバー、または専用物理サーバー、および接続サービスが、仕様のとりの機能、および性能を備えていることのみを保証し、本サービスメニューの利用者の使用目的への適合性、その他については保証しないものとし、

3 契約者が、本サービスメニューを受領した後 48 時間以内に、当社に対して、本サービスメニューの機能、および性能に欠陥がある旨の通知をなさなかった場合、当社は、本サービスメニューは正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものとみなします。

第 14 条(機器の保守)

当社は、利用契約の契約期間中に、不可抗力または契約者の責に帰すべき事由によらずして、当該機器が仕様に従って作動しない場合(付属ソフトウェアに起因する場合、当該機器に接続しているメーカー指定以外の機器または消耗部品に起因する場合、および消耗部品の自然消耗、磨耗、または劣化による場合を除きます)、当該機器を修理または代替機器に交換するものとし、

2 当社が前項に従って当該機器を修理または代替機器に交換する場合、当社は、当該機器を引渡し時の状態に復旧します。

ただし、機器サポート状況により代替品にてご提供する場合があります。契約者は、自己の費用と責任で当該機器のすべての記憶媒体内のデータを移動させるものとし、

3 第 1 項の当該機器の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合、当社は利用契約を解除することができるものとし、

4 当該機器の不具合、および当該機器の使用によって生じた直接あるいは間接の損害、または記憶媒体内に記憶されたいかなるプログラムもしくはデータに関する損害について、当社はいかなる責任も負いません。

5 当社および当該機器のメーカーは、契約者に対し、付属するソフトウェアの不具合を修正するためのプログラム、または不具合を修正したその付属ソフトウェアを公開することがあります。契約者は、かかる公開があった場合、すみやかに、自己の責任と費用負担により、かかるプログラムまたは付属ソフトウェアを当該機器に適用するものとします。

6 当該機器の不具合に関し当社が本サービスメニューにて負う義務または責任は、本条に定めるものに限ります。

第 15 条 (契約者の専守条件)

契約者は、本サービスメニューの提供に関し、当社が契約者にサービス提供する機器、および機器に付随するソフトウェアについて、次の各号の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、機器、およびソフトウェアについて、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。
- (2) 機器、およびソフトウェアを当社の承諾なしに停止、移動、取り外し、削除、変更、分解、損壊をしないこと。
- (3) 機器、およびソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること。

2 前項の規定に違反して機器、およびソフトウェアを亡失、または毀損した場合、当社の職員、または当社が指定する者が当該機器、ソフトウェアを復旧、あるいは修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、復旧、修理が不可能である場合は、当該装置の購入対価を損害賠償として契約者が負担するものとします。

第 16 条 (著作権等)

契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、知的所有権のすべてを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービスメニュー利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

第 17 条 (データ等の滅失)

契約者に提供されるソフトウェア等により契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第 18 条 (料金等)

本サービスメニューの料金は、別紙 5-2(料金表 Biz-agora クラウドコンポーネント)のとおりとします。

第 19 条 (課金開始日)

本サービスメニューの課金開始日は、利用規約第 11 条(契約の成立)第 1 項に定める利用開始日とします。

第 20 条 (料金等の支払義務)

契約者は、第 18 条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 契約者が利用規約第 22 条(提供停止)の規定により本サービスメニューの提供が停止された場合、当社は本サービスメニューの料金の算出について、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 契約者は、利用規約第 11 条(契約の成立)第 2 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続きは料金等の請求の手続きと同様とします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、本利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する料金を別途支払うものとします。また、当社は当該作業について料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第 21 条 (料金等の計算方法)

次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

(1) 本サービスメニューの課金開始日が暦月の初日以外の場合、当該月の料金の額は、当該月における本サービスメニューを提供した期間に相当する月額料金の額と初期料金の合計額とします。

(2) 本サービスメニュー契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日が暦月の末日以外の場合、当該月の料金の額は、当該月における本サービスメニューを提供した期間に相当する月額料金の額とします。

2 契約者は、契約期間が経過する以前に契約者の責により利用契約が終了した場合、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に相当する料金の全額を、契約終了の日から 2 週間以内に一括して支払うものとします。

第 22 条 (契約者の自己負担)

契約者は、本サービスメニューの利用に関連して、契約者が他の契約者、または第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者または第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社は責任を負いません。

第 23 条 (契約者の協力義務)

当社は、次の各号の場合、契約者に対し本サービスメニュー利用に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等を行うことができます。

- (1) 契約者による本利用規約の遵守状況を調査、確認するため必要な場合。
- (2) 故障予防、または回復のため必要な場合。
- (3) 技術上必要な場合。

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合。

2 契約者は、本サービスメニューに係る電磁的記録が不正に作出される等、本サービスメニューが不正に利用、または利用されようとしている場合、直ちに当社に通知し、本サービスメニューの不正利用に関する当社の調査に協力するものとします。

付則

本規定は、平成 27 年 1 月 23 日から実施します。